

明治期の新聞言説における鶏姦罪

—批判的言説分析を方法論として—

田 中 裕

1. 性のあり方と鶏姦罪

1.1 はじめに

明治の新聞紙は「マイノリティ」をどのように扱い、報じてきたのか。本稿では、明治初期の約8年半のみ存在した「鶏姦罪」に関連する記事に着目し、その言説の構造と意味の秩序を考察する。鶏姦罪とは、1873年（明治6年）施行の刑法典「改定律例」の第266条であり、同性・異性間を問わず肛門性交を行った者を罰する規定である。これは同性愛的行為を処罰する日本の歴史上唯一の法律だが、現在確認されている処罰者数は極端に少なく、資料も豊富にあるとは言えない。それゆえに、改定律例廃止後の同性愛と関連する史実として扱われることはあっても、鶏姦罪を主要テーマとして取り組む研究は少ない。法学者の霞信彦は鶏姦罪を含む改定律例の復古的性格を指摘する。霞によると、改定律例は「明治3年12月に頒布をみた明治政府最初の統一刑法典、新律綱領の改正法」（霞2007: 46）で、「基本的には、中国に起源をもつ『律令』を母法とする律系刑法典と位置づけられ」（霞2007: 3）るとされる。社会学者の古川誠は、明治初期の刑法が「復古主義的傾向を背景として」（古川1994: 38）作られたとし、「男色という概念には付着していなかったマイナスのレッテルが、鶏姦（罪）という概念にははっきりと結び付けられている」（古川2001: 85）と分析している。つまり、鶏姦罪には近世までの男色との認識ないし意識における隔絶があり、明治以後に明確化していく同性間性交に対する否定的な理解が含まれていると言える。法の復古的性格にも関わらず、行為そのものの意味が過去とは異なっており、歪んだ状態にあるという特徴を持つのである。

このような性意識の歴史的変容について、グレゴリー・フルーグフェルダーは国民国家の建設に伴う啓蒙を通して、明治期の男性同士の性愛が「野蛮（barbarism）」や「大昔の悪（ancient evil）」（Pflugfelder 1999: 204）として描かれたとする。それにより、フルーグフェルダーは男性間の性愛が「江戸時代の大衆的テキストにおいて卓越し、れっきとした地位を享受していた」（Pflugfelder 1999: 193）ものの、明治期に周縁化（marginalization）されたと述べている。このパースペクティブは、国家との関係において性のあり方が変容したと考えるものとして重要である。ただし前川直哉が指摘するように、フルーグフェルダーの分析には「1880年代に記された『当世書生気質』内の記述と1900年代の新聞・雑誌上の言説を同列に並べて論じる」（前川2007: 6）という混乱ないし錯綜が見受けられる。また、ここではメディアにおける言説を主に『团团珍聞』と『万朝報』の俳句や記事から

分析しているが、その媒体の選択にも疑問が残る。また、本稿のテーマである鶏姦罪については、法規定の成立と同時期の政策について詳しい記述があるものの、啓蒙思想が言論活動の中心を占めることで抑圧されていたと述べるにとどまる。

1.2 本研究の位置づけ

本稿が対象とする明治初期⁽¹⁾の新聞紙では、鶏姦行為⁽²⁾は蔑まれ、蒙昧な旧習に固執する民衆への教訓などとして報じる記事が見受けられる。これは古川とフルーグフェルダーの説明とよく似た傾向だと言える。この時期は、「開化セクソロジー」と称される性科学の翻訳書が出版され、知識人らによって受容された。そして、明治末期から大正期にかけては、大衆に向けて性愛を論じる「通俗的性欲学」が成立し、一般の人々を対象とする性雑誌が登場する。このような雑誌が次々と出版され支持を得たことにより、「一九二〇年代にはいると性欲学、性教育という文字が街頭に氾濫しだす」（古川 1993: 116）時代を迎えたとされる。「通俗的性欲学」の成立と性雑誌の出版が大きな時代区分となり、大衆は性を一般的なテーマとして語ることを始めたのである。言い換えると、文明開化の時代に輸入された性科学は、日本人に性を語る基礎を提供したものの、その科学的記述の難解さゆえに民衆に広く受け入れられなかったと考えられる。

鶏姦罪の施行時期は、この「近代的」規範がまだ確立されていない。そうであれば、娼妓や陰間といった近代以前の性的関係に基づく規範は、明治維新の時代でも断絶せずに民衆によって共有されていたのではないか。確かに、西洋の性科学を学んだ知識人は一定数存在しただろう。しかしながら、多くの人が知識人と同程度の知識を身に付け、現代とも共通するような性意識を持って生活を送ったであろうか。「通俗性欲学」が成立した経緯を考えると、そうは考えにくい。民衆を購読者とする新聞紙が、輸入されたばかりの性科学の知識を自由に駆使し、記事で読者を説諭したとも考えられない。そうであれば、「通俗性欲学」の成立以前にあたる明治初期には、民衆が以前とさほど変化していない性行為を維持していた可能性は大きい。

しかしながら、明治初期の新聞紙は、鶏姦行為を社会的規範に対する違反行為として論じ、改心や刷新の対象として報道した。なぜ、明治初期の新聞紙は、近代国家が目指した性規範の確立以前にも関わらず、そのような報道を行ったのか。この問題意識は近世から近代へという時代区分や、武士・町人から男子学生へという行為の担い手の変容といった枠組みの移行を分析の前提としない。なぜなら、そのような変化を前提とした研究は、当時の性のあり方を外部から持ち込んだ狭い枠組みに閉じ込めてしまうこととなる。そうであれば、後代の文学作品における記述から往時を省察するという手続きではなく、鶏姦行為を罰として規定した当の時期の言説に分析の焦点を合わせる必要がある。その意味で、鶏姦罪の施行時期の新聞記事を対象に、近代的な性の揺籃期における言説を分析する意義は認められる。本稿における問いは以下である。

問い

鶏姦行為についての新聞言説は、明治初期においてどのような意味の秩序を形成していたか。

これは、セクシュアリティの近代が明確化されていない時期に、近世的な性はどのように扱われたかを考察することを目的とする。明治時代においても男色という性のあり方が実践されていた。この多様性がどのようにして失われていったかを明らかにするため、新聞紙の記事分析と構造分析を試みる。この問いに対する仮説は次の通りである。

仮説

鶏姦行為は、新聞言説においては啓蒙思想に対立するものとして否定され、その対比において非人間的行為として位置づけられた。

明治初期の流行語は、文明開化である。新時代の熱気に満ちた社会の中で、この言葉ないし思想によって異性愛を称揚する言説が強調され、鶏姦行為を抑圧する構造を生み出したのではないか。つまり、時代の流行を利用した権威主義的な報道であり、行為を否定する論拠や鶏姦行為の意味については深く論じられなかった可能性がある。そして、鶏姦行為は文明開化の真意を理解できない人物の行為として語られ、非主流派の行為として位置付けられたと考えられる。

2. 言説分析の分法と対象

2.1 批判的言説分析

これまでに鶏姦罪の言説を直接的に扱った研究は無いものの、理論・方法論としてミシェル・フーコー的言説理論を援用した赤川学による研究が参考となる。ただし、赤川は1870年代から100年間の自慰言説を分析した際、フーコーの理論には「非言説実践」という概念の曖昧さによって『言説の背後に権力（関係）がある』といった、超歴史的な唯・権力観による説明に容易に近接してしまう（赤川 1999: 34）危うさを述べている。つまり、フーコーの理論を操作可能な経験的方法論にするには困難が伴うのであり、理論の軽率な適用は却下されるべきである。応用するには多くの改善が求められる。

そこで本分析では、様々な言説の理論やメディア分析の研究成果を取り込み、ルース・ヴォダックによって経験的な方法論として構築された「談話の歴史的アプローチ（Discourse-Historical Approach, 以下DHA）」を用いる⁽³⁾。DHAは批判的言説分析（Critical Discourse Analysis, 以下CDA）の分析手法の中でも、通時的な分析を得意とする。その方法論の特徴は、行為や行為者、その叙述に用いられた動詞や形容詞の構文的なつながりを焦点とする「言説ストラテジー」と、立論の諸類型を判別する「トポイ」である。両者は特定の社会現象を否定的ないし肯定的に論じる言説の構造を明確にする分析手法と言える。また、対象期間の記事を総体的に考察するため、間テキスト性

(Inter-textuality) という観点に基づき、記事同士の関連性や差異を考察する。それらの分析方法は言説の構造を歴史的に明らかにしようと試みるものとも言える。ただし、新聞言説のみを対象とする本分析とは異なり、DHAは街頭でのインタビューや政治家の発言などを総合的に考察する手続きを取る。したがって本稿の分析はDHAの方法論の限定的な援用に留まることとなる。

2.2 言説の構造と意味の秩序

DHAを含むCDAの方法論は言説構造の解明を目的としていることから、言説における意味秩序を批判するための基準が明確ではないため、注意が必要である。CDAの論者らは現代の倫理観ないし価値観を用いており、言説がその硬直化した基準によって解釈される傾向があると言える⁽⁴⁾。そこで、本稿では明治期の言説を扱うため、言説上に現れた意味(signification)の結びつきを空間論的視点から読み解くこととする。この視点はアンリ・ルフェーブルが『空間の生産』において提示した「空間的实践」「空間の表象」「表象の空間」(Lefebvre 1974 = 2000: 75)の三幅対概念に基づく。つまり言説ないし報道を記者による生産物と捉え、その生産物から「空間の表象」を読み解く試みである。もちろん三幅対のいずれか1つだけに優位性を与えては、空間の分析として不十分である。しかし、ルフェーブルが「いずれの言説も空間(場あるいは場の総体)について何かを語る」(Lefebvre 1974 = 2000: 206)と述べたように、言説は空間と不可分の関係にある⁽⁵⁾。このように考えるならば、言説分析では単なる言語の構造を対象とするだけでなく、その生産物における意味づけの秩序を観察することが求められる。本稿では、性のあり方と啓蒙思想の関係を権力関係の「地図」として捉え、それを新聞言説における意味秩序から考察する。これは、近代国家の成立に際して男色が「周縁化」されていったとするフルーグフェルダーの研究を確認できるだけでなく、言説分析における硬直化を避けるためでもある。

2.3 分析対象

横浜毎日新聞と読売新聞の創刊から1877年(明治10年)までの記事を、異性愛的性交と鶏姦行為に分けて分析した⁽⁶⁾。異性愛的性交の記事を分析に導入した理由は、鶏姦行為を論じた記事が極端に少ないためであり、異性間性交との比較から鶏姦行為に関する記事の特徴を明確にするためである。具体的には、「姦通」などの語を含む異性愛的性行為に関する記事159件、「男色」などの語を含む鶏姦行為に関する記事15件を対象とした⁽⁷⁾。ただし、当時の新聞は異性愛と鶏姦のいずれにおいても性交関連の記事は、強姦や密通に関する事件記事や投書記事が多く、ほとんどが否定的な内容で占められている。そのため、本研究ではその否定性の論じられ方を言説分析の焦点とした。

3. 異性愛の新聞言説

異性愛的性交に関する記事は「開化」「学問」「法」「非人道」「心得違い」「孝行」という6つのジャンルに結びついて構造化されている。これらは1つの記事の中で複合的に現れる場合があるものの、

対象記事のほぼ半数で異性愛的行為を「非人道」と表現する。

3.1 言説の構造

代表的な記事として、『横浜毎日新聞』の1872年（明治5年）10月28日付朝刊に掲載された右の雑報を例に説明したい。前半で元遊女や私娼による隠れた淫売行為への非難と、後半で過去の似た報道についての反応をまとめた記事である。ここでは前半部に注目したい。

この記事における行為者は、郭を出た「女」と「馴染の客」、「地獄と称ふる淫売婦」「買試の者」である。「地獄と称ふる淫売婦」は、集合的な存在として記されている。ただし、男女の年齢や職業などは明らかにされていない。また、記事における主たる出来事は「芸妓解放」「淫行賣」で、そのプロセスは「郭外に出る」「誘引」「淫売して」「盛ん」「得たり」である。叙述のストラテジーという観点から考察すると、「淫行賣」をする「女」が「牛馬に比する者」と直接的に結びつけられている。「馴染の客」はその共犯関係にあり「女」を誘引する人物である。そして「淫売婦」は隠れて売春を行う。また、この記事では「寛大の御仁恵」という権威のトボス（論証ストラテジー）を用い、性行為を「牛馬」という表現で非人道的な行為と断罪し、その違反性に基づいて「密売春は罰せられるべきである」という命題を論証している。つまり、淫売行為からの解放を促す政府の権威性を論拠に、行為の非人道性を成立させるのである。

このように私娼を非人道的な存在として描く傾向は他の記事でも数多く見られる。そこでは「亡者」や「犬」などの表現が用いられ、行為者を非人間的存在と同一化する言説の構造が見られる。分析対象である2紙では娼妓と私娼、そして密通する男女の行為を「非人道」として論じている。ただし、『横浜毎日新聞』は娼妓と私娼を区別せずに性行為に従事する人物を「開化」「学問」「法」のジャンルと結びつけて「人面獣心」ないし「不埒者」として評する。そして『読売新聞』は元娼妓ないし私娼を淫売と梅毒に関連させて「開化」と「心得」に反するものとして批判する傾向がある。この言説構造上の差異を大新聞と小新聞というメディア史上の弁別から説明するのは適切では無いと思われる。そのような説明は、想像上の読者の差異と言説の差異とを同一視することになる。2紙の記事はともに性行為の売買が新時代の精神にそぐわない慣習だとして明に暗に否定するという共通の構造を持つ。つまり、言説構造の差異は「開化」という啓蒙思想を一つの結末点として互いに結びつく諸差異だと考えうる。

また、異性愛的性行為についての報道では、性行為のあり方が記事内で男女どちらの性別が中心的

吉原町の藝妓解放同
漆原町の藝妓解放同
至極に誘引せられた
乗右の淫売婦を牛馬
地獄と称ふる淫売婦
每行を盛んに買試し
多勢未だ新報を以て
歌問彼徒を暴君の如
未問彼徒を暴君の如
歌問彼徒を暴君の如

役割を演じるかに応じて変化するという共通点が見られる。男が強く批判されるのは、近親相姦や殺人、強姦のケースである。その性交が「旧習」と結びつくほど厳しい評価が下される傾向がある。他方、女が中心的な役割を担った場合は、行為の淫猥さと非人道性が強調される。ただし、必ずしも行為そのものが否定されるわけではなく、性行為が報恩と関連づけられることにより肯定的な行為としても描かれる。異性愛的行為に関する報道には以上のような特徴と構造が確認できる。

3.2 意味の秩序

異性愛行為の行為者は多くの記事において「牛馬」「人外」「畜生」「鬼畜」と形容されるのだが、その行為は辺境と結びつくものとして意味づけられる。例えば上の記事で性行為が森や淫室などで憚って行われると描かれたように、行為は世間の目や耳から遠く離れた場所と結びつく。このような行為と辺境との結びつきは、裏路地や道端のような物理的な場所に限らない。抽象的空間として表象する。『横浜毎日新聞』の明治6年（1873年）5月14日付朝刊では、実の娘を妊娠させた越後出身の父親の話に掲載しており、その父の行為を「不知と雖斯く開化の地に如此天理人道を乱すの醜俗」と非難する。また『読売新聞』の明治8年（1875年）10月27日付の投書記事では、夫を残して別の男とかけおちした女の行為を「本^{ほん}とうの道行^{みちゆき}をやらかすと（中略）大笑^{おおわらひ}の上に恥^{うえ}をかき天下^{はち}晴^{てん}て居る處^かもないように」と語る。これらの記述から分かるように、「開化」との対比から成立する空間において異性愛的行為は否定の秩序を形成する。全ての記事に当てはまるわけでないが、否定の意味秩序によって非中心的空間を表象するのである。

4. 鶏姦行為の新聞言説

鶏姦行為に関する記事は、明治5年（1872年）5月から明治9年（1876年）7月の計15件が確認できた。その内で、鶏姦罪以前の記事は2件であった。これら15件の記事では「開化」「法」「非人道」「旧習」「恥」という5つのジャンルと関連する言説が構築されていた。鶏姦罪の成立以前は、「鶏姦」という言葉は使用されず、男色が「文明開化」の時勢に反する行為と述べられる。それらの記事では「文明国」という理念、そして新政府による徳目としての「五倫」と「三則」を根拠に立論がなされ、処罰が無くとも国家の理念・規範に反するとして男色行為を否定するのである。鶏姦罪の成立以後、ほとんどの記事が「法」に基づき否定的に論じており、国民国家の理念・規範から「法」へという論調の変化が確認できる。ただし、それらの記事中では「法」だけで鶏姦行為を語ることは稀であり、「開化」「旧習」のジャンルとともに論じられている。つまり、その否定性は、遵守すべき法律に対する違反と、新時代の理念（文明開化）との齟齬とを論拠とすることで成立している。

4.1 言説の構造

鶏姦罪の成立以前の記事として、『横浜毎日新聞』の明治5年（1872年）10月20日付朝刊に「長崎来信」と題して掲載された記事を考察する。

これは日本人生徒によって引き起こされた外国人殺人事件を報じた記事である。性行為に関する主要なものとして、行為者は「ジョンソン」と「足達下枝」、現象・出来事として「男色」「逼姦」「恥辱」「文明の国」「醜業」、そのプロセスには「寄宿せし」「逃遁せし」「放逐され」「憫む」「慎む」が抽出できる。ジョンソンは「平素暴行多く」、醜業を為すような「暴人」として叙述される。足達下枝は、姦通を耐え難い行為と考える貧しい書生である。また足達下枝は

「憫むべく」と評され、文明国の人間でありながら「醜業」を行うジョンソンは「慎むへし」と断じられる。ただし、最後の一文は、二通りに解釈できる。事件がロシアの親王の滞在時と重なったので県庁で騒ぎになったという意味か、港に滞在していたロシア親王への対応で県庁が忙しかったという意味である。いずれにせよ、この文章を事件記事の最後に配したことから、事件が対外的に問題のある出来事だと考える記者の意図を読み取ることができる。それは、文明開化として西洋文化が輸入され、高く評価されていた時期に、文明国に相応しくない「醜業」を為した。ましてやこの事案は殺人事件へと発展しており、これをロシア親王に伝えてはいけぬ、という見方である。

この男色殺人事件を取り上げた記事では、男色における被挿入者の足達下枝を非難する語は一つとして存在しない点も特徴である。弱い立場にいる相手を無理やり犯すような「男色」が、文明国では相当の報復を受けてしかるべき「醜業」だと主張しているのだ。つまり、「男色」が「醜業」であるという命題は、文明と非文明との対峙とその後者の否定によって論証される。

次に、鶏姦罪成立以後の記事として『読売新聞』の1975年（明治8年）9月20日付朝刊の記事を例示する。男たちが男児を襲い、失敗して騒ぎになったので逃げた挙句に切腹したという内容であり、後に『自由燈』で連載された男色物語『賤のおだまき』⁽⁸⁾を思わせる記事である。この記事における行為者は、地方出身の士族と思われる「松井」「井芹」「中尾」の3人、そして「井戸某」と「今村」である。現象・出来事は「釜泥棒」「裏門やぶり」「切腹」で、そのプロセスは「抱かかると」「逃げて」「切腹」が挙げられる。三人は「子奇麗な顔」の「若衆」を無言で捕まえようとし、知り合いと考えられる「井戸某」と「今村」と逃走するといった「不体裁」な行動をする人物である。また、切腹に対する否定的な表現が無いように、この「釜泥棒」という行為の代償は自決が相応しいとする書き手の評

涌件なせて既り部念色十書會内も五官の外衆當ン日壬
 り起来一ヨ一シよ逃と七生の抑候男員客入り入リ午申
 如りり下國一ヨ一挑日の上川判足晝との即住ン後九
 く此技入度ン打堪ミよて札よと登夜な日時居相第月
 な節醜へをハリのへ竟り語彈て送下晝りの遠の手二せ
 りハ業交神ン疵すよジ學及捕け技カ穿確近戸知字七
 し魯とまる戸ハと寝強ヨ執ひ縛十のの整定一外れ當日
 下西為憫者港齡付所弱ン行一ヶ月所刃類捕よと港彼
 畧亞すむ柿よ四けの凌ソのよ來三葉入る難亡驅重在千
 親者へなり十逃側きン為下り日なり因難くの出刺駐八
 王あくるも歳遊難方九英彼るり儀シ手せと英百
 滞り又趣放程せ在くよ月ハ領第事三ナヨ配負吉七
 港慎文如逐よ合逼寄廿世事十發滞リンをゆひ利十
 中む明此さて音ふ姦宿五申フ一覺縣ソ為へ痛入二
 よへ此され平齊手のせ日二口月二クンせ選苦小年
 て一國暴し素ク斧耻一彼十ウ三一族縣ハと卒の両第
 一這よ入者暴よと辱少第ニル日故足令翌其官声換十
 時四もよの行白以と日十歳ス同同達始日呀員と商月
 縣此外師由多狀て受々月の氏縣縣春め黄業等發シ廿
 廳事國事よくせ面け男二貧立管よ益諸衆内馳一ヨ九

夏崎來信

○まことにお聞せすもお氣の毒を話なれども坊さんも女房の持てる世の中ゆゑ、ト開けて野蠻の風いざらりと吹とぶやうに成されと申上ておきます。すう以來の必らせお止ささい人の評判に、遠國の人に多いといふが、其も當に成ません。か爰に白川縣下の松井、井持、中尾の三人の天氣のよい日に、氷前寺へ参る。道にて、采屋町の茶祝やの息子に出合ひました。此息子の奇麗な顔にて、其日の療治に醫師へ参る途中ゆゑ、姿々を一人つれて通りすぎると、三人の先生が此若衆の後ろから物もいはせに抱かると、姿々の周章で近所の養蠶所へかけこみ大變が出來ると騒ぎたてる。夫曲ものだ。月夜ならバまぶさものと晝日中の釜盜賊ふとい奴等、島屋の番頭迄さぬと追かける。二人のやうく、逃て別所村までまゐる。井戸某の家へ隠れると、選卒さんも飛んで来て、此家に相違なしと捕へる處を主人の井戸も加勢えて、四人一度に刀をぬいて、切うけると、選卒さん、疵と受なぐらも取てかゝると四人の其場と逃出して、途中で今村といふ人を加勢にたのみ五人にて、西無田村まで落武者も裏門やぶりの大罪もの逃たとて、其儘の體でぬと、腹痛ときはめ跡にて、面倒の起るより、此場で、切腹いゝさんと井戸中尾、井持の三人、銘々自分で腹を切、松井、今村の兩人、人召とられて送られました。が、是れ六月七日の事ナト、古聞の堪忍して、以來を皆さんつ、つしんで、彼やうな不体裁の無いやうにと、新右衛門町の桃地の主人が有り、のたまを、おまらせす。

記者のすす以後、何でも釜はず堀出して下さるより、成たけ、賞るやう、お事を、お送り下されまし。

価を読み取れる。

この記事は鶏姦罪の成立以後のものであり、肛門性交を試みた者は「泥棒」という犯罪者として描かれており、恥や罰が予想可能な「面倒」な事態を引き起こした存在として報じられている。つまり、「法」というジャンルとの結びつきが言説の構造を成立させている。それゆえに、違反者は「落武者」という否定的な表現と結びつき、その男色的行為が「釜泥棒」という「大罪」として叙述されるのである。ただしこの記事は「法」だけでなく「開化」とも関連しており、行為が「遠國」の「野蠻」な風習であるために「不体裁」として死を選ぶことが当然だと論証している。

4.2 意味の秩序

『横浜毎日新聞』の記事では、男色という行為は文明国では相応しくない行為だという意識を読み取ることが可能である。それは先進地が開化の地だとする理解を支えとして、男色的行為は「醜業」であるために「不体裁」だと論証するのである。この記事で注目すべきは、野蠻な風習として男色的行為の存在を認めている点である。鶏姦行為は「開化の地」以外では慣行として承認されうる状況があったと捉えられている。しかしながらこの記事は当時の先進地の1つであった長崎での事件を報じたものであり、開化の地においても「野蠻」な行為が存在していることを示している。つまり、開化の地は均一で統制された空間ではなく、その内側に文明に反する行為を含むという相対的な秩序を示している。「開化」という概念を主要な要素として構築された言説は、そのような啓蒙的言説ないし啓蒙思想を構成するために、蛮行としての鶏姦行為を必要としているとも言えよう。それゆえに先の

異性愛的行為の記事とは異なり、鶏姦行為を「非人道」的な行為だと一方的に断定しない傾向が見取れるのである。

『読売新聞』の記事でも、長崎の記事と同様に都会が開化の地であるとする定義が用いられている。ゆえに男色的行為は「遠国」の「野蛮」な風習として開化の空間で禁止された蛮行だと論じられている。この記事で注目すべきは、野蛮な風習として論じながらも男色的行為の存在を認めている点である。また、「つつしんで彼ような不体裁の無いように」という柔らかな注意の言葉で結ばれていたことから鶏姦罪への否定性は消極的な意味づけがなされていた。つまり、鶏姦行為は慣行として承認されうる状況ないし意識は完全に消されていない。

5. 結論

5.1 鶏姦言説の特徴

異性愛的性交と鶏姦行為の各記事を比較すると、次のことが明らかになる。新聞記事における異性愛的性交では多くの記事が「非人道」のジャンルによって言説を構築していたが、鶏姦行為ではその概念が必ずしも中心に据えられていない。他の差異としては、鶏姦行為では約6割の記事で「法」のジャンルと結びつくが、異性愛的行為では約3割に留まっていた。そして、新聞言説における鶏姦行為は、「法」への違反性を強調するために「旧習」と「開化」、「非人道」と結節した言説が構造化されていた。これは鶏姦罪成立以前においては、行為が古い習俗として明治時代の理想や精神にそぐわないと捉えられていたものの、明確な法違反ではないためにその批判は明確化されないままであったことを意味している。つまり、鶏姦行為の否定は、当時のスローガンであった文明開化が統治者による法整備を通して多様に具現化されていく中で、新聞言説で徐々に形成されたと見るべきだと言える。なぜなら、「法」に関連した記事は増えていくものの、法定以前から存在していた「旧習」と「開化」のジャンルと結びつきは継続したからである。したがって、鶏姦罪の制定は記事の論調を激変させたのではなく、社会の中に芽生えていた鶏姦行為への否定的な意識を明確化させたと言える。いわば、新聞言説は読者である民衆の慣習的性行為と啓蒙思想の間で揺れているというアンビバレントな状態にあったのである。

また、鶏姦行為に関する記事では、肯定されるべき性行為のあり方がほとんど明示的に記述されないという点も特徴の1つに挙げられる。確認できたのは、明治5年（1872年）10月30日付朝刊に掲載された投書記事1件で、そこでは「夫婦を以て本とす人もし夫婦なくんは子孫終に絶ん」と述べられていた。夫婦間の性行為は共通理念として記事上では描かれない沈黙の構造を形成していた可能性は否定できないものの、異性愛的性交の記事を確認した限りにおいて夫婦愛の称揚といった言説構造は見受けられなかった。本研究で扱った異性愛的性交の分析結果を加味すると、夫婦間の性交とその他の性行為との間に是非の境界線があると捉えるのは難しいだろう。むしろ、新聞報道における性行為の言説は、互酬関係ではない独身者間の合意に基づく性行為と、売買春や不合意での性行為との相対的な関係によって成立していると言えよう。いわば、是非判断のための絶対的な基準や中心的な思

想が形成されていないために、前者と後者の性行為はそのときどきに依じて非難されていたと考えられる。なぜならば、異性愛的性行為と鶏姦行為の記事中では、「文明」や「開化」という言葉に重要な役割が与えられているにもかかわらず、その意味は決して明示化されずに曖昧なままだからだ。それらの言葉はどのような意味にも解釈できるような多義性を担わされているため、言説において叙述の構造を明確化するのには困難だと思われる。

次に、フルーグフェルダーの分析について考えてみたい。「野蛮 (barbarism)」や「大昔の悪 (ancient evil)」という意味づけは、新聞言説においても確認できた。しかし、男性間セクシュアリティが「周縁化」したとするフルーグフェルダーの考察については疑問が残る。本稿で明らかになったように、確かに男色的行為は「遠国」の習俗や非文明的行為として否定されていたものの、その否定は明確な中心を欠いた相対的な秩序によって支えられていた。つまり、中心と周縁という単純な二項対立では新聞言説における鶏姦行為を捉えられない。もちろん、新聞言説においては啓蒙思想が鶏姦行為を抑圧していたと述べることは可能である。そのように言うならば、啓蒙思想は権力関係において中心を占め、その思想の体系の枠組みに鶏姦行為が含まれていなければならないだろう。しかし、啓蒙思想と鶏姦言説は新聞言説においてはアンビバレントな関係が構築されている。したがって、啓蒙思想と鶏姦行為のどちらかが中心や周縁であると捉えるのは困難である。

少なくとも本稿における仮説は次のように改められるべきである。新聞言説では、確かに鶏姦行為が他の性行為と正統性をめぐって敵対的關係にあったが、性についての言説は複数形の秩序を示してした。この仮説を支持することで、鶏姦罪廃止以後に男性同性愛を取り扱った文学作品が支持され、男性同士の性愛が権力を持たない青年間で継続した理由も理解できるようになるとと思われる。

5.2 おわりに

確かに明治期の新聞紙は鶏姦行為を少数派として否定的に報じていた。しかし、その扱いは言説の意味秩序の考察からアンビバレントな位置づけであることが明らかになった。その相対的な秩序は明治政府の国家イデオログを重要な要素とするものの、言説において確固たる軸を形成していない。したがって、明治初期の新聞報道は、文明開化という啓蒙思想に共感を示していたものの、時代を超えて営まれていた性のあり方を紙面に反映させていたと言える。つまり、性行為に関する新聞言説の分析からは、当時の報道が国家によって完全に統制されているのではなく、社会の生きられた経験を伝えようとした姿勢を見て取れる。今後は、本稿で明確化するに至らなかった啓蒙思想を分析し、性のあり方と国民国家との関係を政策や社会制度などの領域を含めた総合的な考察を深めていくことを課題としたい。

注(1) 本稿で明治初期と表記する場合、明治元年（1868年）から鶏姦罪が廃止された明治14年（1881年）までを指す。

(2) 以降、同性・異性間における肛門性交を鶏姦行為と表記し、異性間の性交と弁別する。

- (3) DHA の方法論については Reislgl and Wodak (2009) と Wodak (2011) を参照した。
- (4) ヴォダックはマーティン・ライジグルとの共著で次のように説明している。「以下のことに忠実であるべきだ。最初に、差別の犠牲者に対する同情について。次に、正義の原則 (principles) について。3 番目に、理性 (『道具的理性』という否定的で限定された意味で理解してはいけない) の原則についてで、これは良い未来への導きを支えてくれる。」(Reislgl, M. and Wodak, R. 2001: 35)
- (5) Glasze, G. und Mattissek, A. は「特殊な諸空間の構築は、ヘゲモニックな社会的秩序の言説生産において、1 つの重要な要素である」(2009: 42) と述べ、言説と空間の関連性を主張している。
- (6) 『横浜毎日新聞』は日本初の日刊新聞紙であり、鶏姦罪の成立以前にあたる 1871 年 (明治 4 年) の創刊であることから対象とした。ただし、『横浜毎日新聞』は他紙に比べると発行部数が多いとは言えない。そこで、新聞言説における局所的な分析および分析結果の極端な偏りを排除するために小新聞である『読売新聞』を加えた。
- (7) 紙幅の制限があるため、分析結果を基に全記事から代表的な記事を引用し、説明することとした。
- (8) 前川 (2011) では『賤のおだまき』と近代の男色との関係が考察され、小森 (1995) では明治期の文学作品との関連性が分析されている。

参考文献

- 赤川学, 1997, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.
- Glasze, G. und Mattissek, A. (Hg.), 2009, *Handbuch Diskurs und Raum: Theorien und Methoden für die Humangeographie sowie die sozial- und kulturwissenschaftliche Raumforschung*, Bielefeld: Transcript Verlag.
- 古川誠, 1993, 「恋愛と性欲の第三帝国」『現代思想』21 卷 7 号, 110-127 頁.
- 1994, 「セクシュアリティの変容: 近代日本の同性愛をめぐる 3 つのコード」『日米女性ジャーナル』No. 17, 29-55 頁.
- 2001, 「『性』暴力装置としての異性愛社会——日本近代の同性愛をめぐる——」『法社会学』第 54 号, 80-93 頁.
- 霞信彦, 2007, 『矩を踰えて——明治法制史断章』慶應義塾大学出版会.
- 小森陽一, 1995, 「日本近代文学における男色の背景」『文学』第 6 卷第 1 号, 岩波書店.
- 前川直哉, 2007, 「明治期における学生男色イメージの変容——女学生の登場に注目して——」『教育社会学研究』第 81 集, 5-23 頁.
- 2011, 『男の絆——明治の学生からボーイズ・ラブまで——』筑摩書房.
- Lefebvre, H., 1974, *La Production de l'espace*, Paris: Éditions Anthropos. (= 2000, 斎藤日出治訳『空間の生産』青木書店.)
- Pflugfelder, G., 1999, *Cartographies of Desire: Male-Male Sexuality in Japanese Discourse, 1600-1950*, Berkley, Los Angeles, London: University of California Press.
- Reislgl, M. and Wodak, R., 2001, *Discourse and Discrimination: Rhetorics of Racism and Antisemitism*, London: Routledge.
- 2009, "The Discourse-Historical Approach (DHA)", in Wodak, R. and Meyer, M. (eds.), *Methods of Critical Discourse Analysis*, 2nd edition, London: Sage, pp.87-121.
- Wodak, R., 2011, *The Discourse of Politics in Action: Politics as Usual*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.